

## ウォーターサーバーの キャッチセールスに注意！

### 【トラブル事例】

大型スーパーの入り口で声をかけられ、ウォーターサーバーをすすめられた。以前から度々声をかけられ、その度に断っていたが、今回はとてもしつこく断りきれず契約してしまった。解約したい。



### 【問題点】

- ・ 不意に声をかけられて勧誘され、冷静な判断ができないまま契約させられるケースが多数。
- ・ しつこく契約を迫ったり、契約を急がせてその場で契約させようとする。
- ・ 「解約時に違約金がかかる」など契約内容について十分な説明がされないケースがある。
- ・ 中にはウォーターサーバーの「レンタル」だと思って契約したが実は「売買」契約だったという事例もある。

### ポイント

■ウォーターサーバーの機能や価格は様々です。複数社から情報収集して比較検討し、本当に必要かどうか考えましょう。



■強引に契約を迫ったり、契約を急がせる事業者とは契約しないようにしましょう。不要な勧誘であればきっぱりと断りましょう。

■クーリング・オフができる場合があります。

おかしいな、困ったなと思ったら  
相談しましょう

飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530  
消費者ホットライン (局番なし) 188